

住む人に誇りを、訪れる人に感動を

# 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

問 世界遺産推進室 ☎73-6706





### 市内の中学校で世界遺産授業

教育委員会世界遺産推進室では、市内の中学校に出向き世界 遺産授業を実施しています。生徒たちの世界遺産への理解を深め、 ふるさとへの誇りを持ってもらうために、各学校の総合的な学 習の時間を活用して行うもので、授業では画像を投影しながら 国内外のさまざまな世界遺産や「長崎と天草地方の潜伏キリシ タン関連遺産」の中で「原城跡」が持つ意味合いなどを説明し ています。

9月には有家中学校と布津中学校の1年生が貸し切りバスで 原城跡を訪問。これまでの世界遺産に関する学習成果を踏まえ ながら、現地でガイドからの説明を受け、教科書だけではなか なか得ることができない地元の魅力を体感しました。

- 1 画像を投影しながら世界遺産の授業
- 2 原城跡でガイドの説明を受ける生徒

# 

# ネット通販で「お試し」のつもりが定期購入に!

~契約内容や解約条件を十分確認しましょう~



### ●相談事例

スマホでひげそりの性能をインターネットで調 べていたところ、除毛クリームの広告が出てきた。 「初めての方に限り、通常約1万円の商品がお試 し500円!」とあったので、かみそり負けに悩ん でいたしクリームの方が良いと思い、すぐに1本 注文した。小さい文字はめんどうで読まなかった。

届いたクリームを早速使用してみたが、広告の ようにツルツルにならないし、肌がヒリヒリした ので使わなくなった。翌月、再び同じクリームが 届き、1万円の請求書が同梱されていた。驚いて 販売サイトに電話すると「最低5回購入すること を条件に、初回500円で販売しているものだ。広 告にも、注文確認画面にも記載している。5回(支 払総額40.500円) 受取るまで解約は受け付けな い」と言われた。(60歳代 男性)

### ●消費生活センターからの助言

インターネット通販はクーリング・オフの対象外であり、消費 者は事業者が広告に記載した解約・返品の条件に従うことになり ます。通信販売事業者には注文確認画面などに条件(定期購入で あること、最低購入回数、支払総額など)を記載するよう義務付 けられていますので、注文する前に、必ず契約内容や解約の条件 を十分確認し検討するようにしましょう。

また、解約は電話でしか受け付けないと定めているのに、電話 が混み合い一向につながらないという相談もあります。週明けや 月末などを避けて電話をしつつ、事業者に連絡した証拠として、 電話の日時、FAX、メールの記録を残しておきましょう。

さらに、定期購入で注文した健康食品を飲み、「下痢になった」「じ んましんが出た」などの健康被害に関する相談も寄せられていま すので、注文前に情報収集するなどご注意ください。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談下さい。

# 秋の「島原手延そうめん」活用レシピ



そうめんは、夏に食べるイメージの食べ物と思われがちで すが、年間を通しておいしく食べることができます。今回は、 この時期にピッタリの「島原手延そうめん」を用いた簡単お 手軽レシピをご紹介します。

このレシピには、疲労回復効果があるといわれていますので、 ぜひお試しください。

# 焼き肉のタレde盛豚スタミナそうめん



### 材料(1人分)

●島原手延そうめん ……2~3束 豚バラスライス ……200g 焼き肉のタレ ………大さじ4

- 豚バラスライス、ニラは、2センチ程の長さに切ります。
- 2 フライパンでごま油を熱し、●の材料を炒め、火が通っ たら焼き肉のタレで味付けをします。
- 3 器に茹でたそうめんをのせ、2の材料を盛り付けて完成 です。
- ※お好みで生姜を入れると風味が増します。

### 教えて!国民年余

### ~社会保険料(国民年金保険料)

### 控除証明書が送付されます~

国民年金保険料(以下「保険料」という)は所得税お よび住民税の申告において、全額が社会保険料控除 の対象となります。控除を受けるために必要な「社 会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金 機構から送付します。年末調整や確定申告まで大切 に保管してください。

なお、ご家族の保険料を納付した場合も、合わせ て控除が受けられます。

### 【送付期間】

- ●今年1月1日から9月30日までに保険料を納付した 人は11月上旬
- ●今年10月1日から12月31日までに今年はじめて保 険料を納付した人は翌年2月上旬予定

「ねんきん加入者ダイヤル」

**☎**0570-003-004(ナビダイヤル)

[050]から始まる電話の場合は203-6630-2525

# 消費者トラブル防止講演会 私もあなたも だまされんばい!

岡南島原市消費生活センター ☎82-3010

近年、消費者トラブルは複雑多様化し、消費者をだます手口はますます悪質巧妙化して います。高齢者をはじめとした消費者被害の未然防止と拡大防止のため、河野哲志弁護士 (島原中央ひまわり基金法律事務所) を講師に招いての講演や寸劇などによる「消費者ト ラブル防止講演会|を開催します。暮らしの安全安心に役立ちます。ぜひ、ご来場ください。



### 四11月16日出

午後1時30分~3時30分(開場:午後1時)

圓西有家総合学習センターカムス

定150人 翔無料 电不要

※駐車場に限りがあります。できるだけ乗り合わせの上、ご来場ください。

●第1部 講演会&寸劇

- 講演会…「ともに築こう豊かな消費社会~誰一人取り残さない 2019~ | (講師:河野 哲志 弁護士)
- ・寸 劇…「おもしろ!?生活消(笑)百科」
- ●第2部 講話「特殊詐欺の被害にあわないために」

間地域づくり課 ☎73-6631

堀部 正行 警部補(南島原警察署 刑事生活安全課)